

八街市放射線量低減対策基本方針

平成23年 9月21日 策定

平成23年11月30日 変更

この方針は、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染に対する市民の安心感を高めるため、八街市内における放射線量の低減に関する基本的事項を定める。

1. 低減基準

本市の空間線量の基準を、年間1ミリシーベルト以下とし、これ以上の場合には、低減対策を行うこととします。

なお、1時間あたりでは、0.23マイクロシーベルトとします。

2. 放射線量の測定及び公表

空間線量の測定は、測定箇所により地上5cm、50cm、100cmを測定する。

市内の公共施設等を定期的に測定し、ホームページ等で公表する。

3. 低減対策の実施主体

下記のとおりとし、市民の皆様のご協力をお願いします。

低減対策の対象	実施者
市の公共施設	八街市
公共的施設（民間の幼稚園等）	施設管理者
民間の私有地	所有者

4. 低減対策

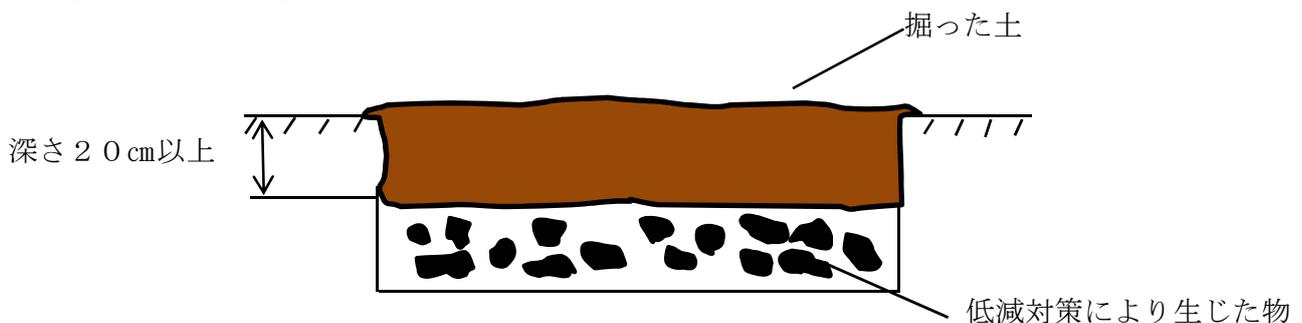
本基本方針に沿って次のとおり実施する。

- (1) 土壌については、表層を削り取るか、表土と下層土を入れ替える。
- (2) 雨どい下や側溝、集水枡に堆積した土砂を収集清掃する。
- (3) 除草、芝刈り、落ち葉等の清掃を行う。
- (4) 上記の作業が出来ない箇所は、洗浄、立ち入り制限等適切な措置を行う。
- (5) 作業終了後、その効果を確認するための放射線量測定調査を行う。

5. 低減対策により生じた物の取り扱い

施設管理者及び土地所有者は、原則として、自区内で適切な埋設等の管理を行うものとする。

【イメージ図】



問い合わせ先 経済環境部環境課
TEL 043-443-1406